



地制教員言

3146



114  
A1310

教員言



一 地制 其正 とも正平寛薄あらむんばあるべからず  
 匿の田無なるあり平とも沃瘠の差  
 等歩積の廣狹租税の厚薄不平均  
 無きあり寛とも歩積の有餘あり  
 薄とも租税の薄あり先此法律を  
 定め檢地の令を下し大ニ新ふるべし  
 一 今田の境界濫れ溝渠不通阡陌狹  
 窄隱匿の地或る畑を水田と為の

大正十一年四月  
隈侯爵邸寄贈

類不少沃瘠廣狹も變替して不平  
均甚多し有餘不足も甚多し改正  
せむんばあるべからば

一 舊法徳川氏田租を法厚くして其實ハ  
薄し舊時賄賂行はれて賄賂巧ある  
者あれを其村里幸を得拙き者ハ不  
幸あり則民尔謫を教ゆるの法あり  
故尔租税厚なる農曲り租税薄きハ  
農直し薄く為むんをあるべからば  
一 舊法の田租も五公五民と云且斗立と

云あり口米と云あり延口餘米あり  
又苞とあるある更尔餘米あり其外  
課役ありて假令を一段方六尺を歩と  
三百歩を一段と  
の水田ありて米を得る二石十升を一斗と  
十斗を一石と  
あれバ農の利を得る所九斗此内ある村中  
の用費高掛物として其村石高ありて  
年々多寡ありても定め其田より  
出まべきあれを實尔得所八斗あるべし概畧  
を云ふ  
五段の田を耕む者四石を利を得る一町  
十段を耕む者八石を利を得るあり此利を得  
一町を耕む者八石を利を得るあり此利を得  
所の物ありハ農の活計立がたき故農の食料  
麦及雜

穀ふれども米も食さざるを得ず又糲ふども  
用ゆれば得所の物悉く金に換ゆると云事もあはれ法を五五  
と為し實は四公六民との三公七民との  
二公八民との恵を施し仁慈と思はせ  
たるもの故法の定めハ厚く其實ハ薄し  
何故と云事を不知後兼租税の然れを賄賂の多  
薄き地もあれど多く賄賂を有るあり  
寡租税の厚薄を為さ故尔農競て賄賂  
を為さふり此事ありて賦したる奸吏罪も  
無し農も亦罪ふり故尔田租尔係る事にて  
上を欺き謫る事耻しハ為さるあり假令  
庶直正義の者と雖ども田地租税あり

謫る事、慚しハ為さるあり情實を不知し  
て只農を姦曲ふる者とせざる農の不幸  
と云べし

一 農夫婦ありて兒女の中長たるを穉  
兒の傳保するもあり西親も老たれども  
耕耘を助くる家あり馬一足を畜し  
水田五段畑五段を耕す平常の家あり  
其地形ニ依り耕地の遠邇もあり其外  
あり異あり事あれども大方是れ准むべし水田一町畑  
一町を耕す家ハ人口も亦多し其外は是れ  
准む是れ水田と畑と當分の村あり水田

多く畑少き地水田少く畑多き地畑のこゝを  
水田無き地山村海村等自ら異なる所あり  
扱水田を秧を挿む時有り僅四五  
日間あり一日後るれば多くの米を減む  
故ふる多く耕を事を不得あり又耘  
も三度も四度も草を採る事して是も時  
後るれを成熟せば所謂夏畦との云々  
辛苦限りもあきものあり畑とても播  
種収穫時ある事一般あり此故多  
く耕を事をあきらめあり右も云所の

家ある水田畑十町も二十町も耕を事の  
成ものあるを活計も易く立べけれども  
五段一町の田ある得所の物少く且賤  
し村民と雖ども冠婚葬祭及諸慶串  
の禮を廢すと云もあらば諸器械衣服  
家の修葺馬の價其外諸の用費又休  
暇の日ある分も應樂と云も為されを  
あきらめものあり其中凶歉もあれば農  
の出入を會計するも極めて活計の立  
ざるものあり然れども泣々も糊口して親

一 妻子を養ふハ實ホ怪むべき程の事あり  
農ヲ身を苦め物を作り出し利を不言  
故ホ其隱徳ホテ子孫聯綿ト不絶ト云  
是も實事ホテ合ガるホリ農ト雖ども  
子孫の滅ス事多クあり

一 餘リ有村ハ戸口も殖ヘ餘ト無キ村ハ  
戸口も減む總テ物産多キ地ハ民安シ  
然れども入多クれば出も多クして富ト云  
ホテ至らぬ地あり畢竟商の事ホテ  
るホリ

一 農の食ヲ麥及雜穀あり米ヲ平生ハ  
不食あり麥ホ米を少シ交セテ食スルを  
平生の食トモモ是を常ホ食スル者  
ハ窮ト麥ホ菜蔬を交雜炊ト云物或ハ  
芋甘蔗梁稗黍等を食シ麥を餘シテ  
市ニ鬻ク者ハ漸ク窮迫を免ルホリ又  
少シハ米の貯ある者ホテも麥雜穀を食  
シ小兒ホ米を食セたま慈情ト假令  
ホ麥二升も炊ク其一釜中の片端ヘ僅  
ニ米一二合を入テ齊ク炊ク夫婦及成長

したる兒女も麥飯を食し小兒ハ米飯を  
食する是を片端飯と云其約可怜  
一 農布ど貧ある者も無し庶食庶服し  
る泥土汚きぬれを賤めらるるも理あり  
元來其得所の利薄ければあり然し  
教も學も無た故應對進退言語も卑  
賤あり然るも農ニして世態を知らぬ  
者も却て農布ど貴き者も無し安き者  
ハ無しと自負するあり故他より見て  
一 大利あるものと思ふ者もあり歎くべし

餘業なき農を富を為も大富に至らば商  
を兼る者あり大富あり國ニ至る富め  
る者金を出し田を買是を地主と云其田  
を支配するを支配人と云地主ハ務め  
なく只徳米を収むるのみあり故に豪農  
大富の者あるを關東ハ此例無し  
一 諺ニ云一粒萬倍は是を穀の繁殖する譬言  
あり農ハ利ある謂はるあらざるあり誰も  
知たる事あり  
皇國も瑞穂の國とて土質美あれを穀

肥る繁茂を就中米ハ其味ハ美ル一  
繁殖を譬喩ふり然れども空隙の肥  
土尔偶米麦を生し一根穀莖尔繁殖し  
萬倍あらざるも五六倍尔熟をるあり多  
く耕をふる其理を推がたし實尔一粒  
萬倍ふれを一升の種を播る百石を得  
べし僅尔一段の田を耕せを安く生活を  
べられども然る尔非む其田  
一 開港前までハ田租の尔商工税無し  
且農を其業賤るも其體不賤やう

士の次尔農と云工商之尔次然れども貴く  
品評し来るの尔賤ある事甚し西洋  
諸國尔ハ高貴農賤しとの事尔後  
世の成行尔其時勢尔後ふべき事尔ま  
ども今も農商同等尔可あらん  
一 水田の租る米尔限るもの尔れども  
土地より何石代と云所あるを今  
價ニ比して甚不相當の事尔畑租る  
米も出る所あり永尔出る所あり永  
尔出る所を舊穀の價尔准し代永を定め



たるものあり今物價高貴の時に至りて  
ハ甚薄し租税を増べし從來米を租  
を出さ畑を厚し平均の事あり  
一 米價の甚賤しき時畑永を米あり出たき  
を願ひて米價の貴くありたれハ復  
舊祖の永を以て出たく願ふやありも有  
を私意を以て只放肆のやうと思ふを  
れども年を経て時勢の移り換りたるあり  
止を得ざる苦情あり出さずあれハ偏る  
放肆とも言難し如此の類多く有べし改

一 正せむんバあるべからば

一 前年開けたる村も餘地も無く租税も厚  
し後年開けたる村も餘地も多く租税も  
亦薄し一村中前を本田とし後を新田  
とし新田も幾等の位を減む又一村を  
為す何村新田何新田と云本村と差等  
無き地ふれども租税も薄し  
一 後年開けたる地或る云云の事あり利  
ある地も二十の一も當らぬ村あり租  
税厚く餘地無き村の者と雖ども他の僥

俸を羨むの事あり訴ふまで亦を至らぬ  
あり他の私曲を訴ふるも我に益あり詰り  
我亦も亦少く私曲あれば互に蔽隠も  
事あり

一 舊法亦延米口米口永を國部の地勢亦  
より多寡の定めあり然る亦藩ふどこハ  
其國の定め亦も不管家風と稱し多く  
出さざるもある事ありし謂ふ事あり今ハ  
如何あらん

一 令の法二十分の一亦當る事ありし別ニ徭調

一 何れども近世の法亦比も甚薄し  
今を以て考れば薄亦過と思はる從今後  
商税盛亦成たる時を令の法に歸するも  
可あらん

一 畑租も増永をさる勿論の事あれども麥梁  
稗黍蒜芋等農の食料のこの地ハ水田租  
亦比もれば薄くさる桑麻茶椿其外利  
多き物の租税を増べし就中桑茶税を  
増べし然れども商税に因り斟酌あるべし

一 舊法畑も米亦も永亦も定額あり水

田ハ豊凶を不論檢見して出さざる法あり  
然るを定免願として何箇年と限り定額  
をふるあり定免期限中凶年ある破免願と  
して檢見を願ひ租税を減する事を仰くあり  
凶年ある官ある農ある共不足する事を  
云までも無き事あるれども假令平年二  
石あるべき田に五斗の六斗あるを五五の  
法ある出しては飢餓する故百方奸を為  
ふり官ある法ハ五五あるれども寛くして  
憫むの意ある定則あり法の如くして農

の苦むと寛くして農を喜むるむるとも  
檢する人ある在事ある農の恐る事甚し  
されハ點檢して一步の稻を外試む此量  
數を照むるあるあらざるをしあるれども好  
き稻ハ隠し惡し稻を見ざるやうありて  
更ふ諂諛をつくあるれハ姦とも曲とも云べ  
きあるれども止を得ざる下民の愚情をり出  
る姦曲ある直事其中あり  
一 田の賣買ある價を以て租税を定むべしと  
云説あるれども是も商の互市ある物價と

田地の賣買する價と一様ル見たるもの  
あらん甚杜撰あり

一 田制を新ニするルを豫め法を定むべし  
其法左の數條の中ル記

一 水田一段ル米一石を得る地下の村と  
為して九の一を出さるべし且一村中毎  
田上中下幾等もあるべし

一 水田一段ル米二石を得る地中の村と  
為して十の二を出さるべし毎田等級前  
ル同し

一 水田一段ル米三石を得る地を上村と  
為して十の三を出さるべし毎田等級前  
ル同し

一 畑を麥を得るの數ル水田の租ル准ド少  
しく寛あるべし且大豆芋等の夏作と云  
物を租ル入らざるべし山村瘠地等或は寒  
國ル麥の熟せざる土地も其生産の物を  
以て為すべし

一 水旱の災を田租の等級ル管係を災の  
有無大小詳悉ニ知る事を肝要とす然し

て此害を除くの方策必む有べし理を究むる明<sup>ニ</sup>力を用る切あるときハ其方忽然と發明すべし

- 一 田の歩積一段三百歩あれとも新<sup>ニ</sup>むることを一段三百六十歩と為て租税を出さるハ一段三百歩の積を以てむるときハ六十歩の寛あり佃も此分割を以て地主と小作人と半を分つべし佃租税も薄くすべし然則農大小共ふ安し
- 一 舊法を改正し寛薄あるるときハ歩積も

租税も減じ大なる不足あるやうあれども然し非む歩積も租税も増益をばし但し藩の管轄する地ある後來嚴<sup>ニ</sup>穿鑿したる地ハ量り難し假令減むるの地あるも寛薄<sup>ニ</sup>為ざるべし然し農の中にも商と工とを為者ハ税を出さむべし

- 一 田租の法寛薄あるとたハ民正<sup>ニ</sup>歸し好を匿し惡<sup>ニ</sup>きを見せ畑を水田<sup>ニ</sup>為り隱しおき無税の地を蔽隠し等の危険ある事ハ致さぬあり正しく利あるを曲りて

罪を受るやうある危き事ハ為さる理あり  
正直にして安穩あるを樂むべし  
一 豊凶を不論年々檢見せると云も煩き事  
ふれば兩三年を試み定額を為べし然して  
凶年ある農多り訴あらば檢見せし定  
額も時あつて改むべし舊法依て試るハ  
公平を得る事不能益不平均を為して  
農の疾苦を醸をあり

一 檢地して新ふるるとハ租税を増し歩  
積を狭める事と農民疑惑して動搖せ

るも阿らん是舊習を不免民あれハあり  
今を民の疾苦を被為救との 御趣意貫  
徹するやう尔為事肝要あり

一 地制を最急務と云べし是を正平寛薄  
して遊民を驅るときハ則正直にして物産多  
く富饒を為事掌を視が如し然れども  
皇國中悉く正平寛薄なる甚大事  
件にて其差等容易尔知難因て先づ  
農をして安らぐに法の示し藩  
縣令其管轄する地を陰顯搜索し

三年を試す其實を得る時速に檢地の令を下すべし若其始め誤り正を得ざるの農家私曲の地あらば更ふ再び檢地をべし地勢をより二十年おしり革る地あり五十年百年おしり大に變革をるふれを後で檢地し新にすべし

庚午十一月

根岸友山謹言

